

再苦情申立書

令和 7 年 1 月 3 1 日

旭川開発建設部長 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

住 所：〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
商号又は名称：富士通株式会社
代表者氏名：代表取締役 時田 隆仁

上記代理人

住 所：〒060-8504 札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 1 番地
電 話：011-210-5178
商号又は名称：富士通株式会社
ソーシャルシステム事業本部
代理人氏名：[REDACTED]

2 再苦情申立ての対象となる工事等の件名

工事名 堰堤維持の内 大雪ダム ダム管理用制御処理設備設置工事

3 不服のある事項

上記工事に係る「非落札者通知」に対する理由請求への回答（令和 7 年 1 月 24 日）につきまして、以下のご回答では、加点基準ではなく、加点審査を行う上での入札参加者への課題提起ではないでしょうか。

<1 月 24 日 ご回答内容>

加点基準は、入札説明書 別表 1「ア 評価項目等について」より、次の 2 項目について、それぞれ最大 5 点の配点となっております。

- ・ダム管理用制御処理設備の更新時において、機能停止時間を最小限とするための留意事項について
- ・現地での作業に伴う、誤データの送信を防止するための留意事項について

改めて施工計画の記載内容に関する最大 5 点とする詳細な審査方法・内容の説明および全社満点加点となった、評価配点の段階基準（段階差 1～5 点の審査基準）と審査根拠をご説明いただきたく、よろしくお願いいたします。

4 3 の主張の根拠となる事項

本件、各社の知見や経験などから、独自の留意点や対策内容を記載していることから、留意点と対策内容に差が生じていることは容易に推定できます。今回のように一律全社同点かつ満点加点となるとは思えず、開札前の施工計画の記載内容についての審査結果通知もなく、開札後の追加資料も「施工体制」についての確認のみであることから、施工計画の「記載内容自体の審査が行われていない」疑義を抱いております。

旭川開発建設部 入札監視委員会（再苦情処理会議） 審議概要

開催日及び場所		令和7年3月12日（水）旭川合同庁舎西館1F 共用会議室		
委員 （五十音順） （敬称略）		菊地 均 （北海商科大学名誉教授） 小門 史子 （弁護士） 坪沼 一成 （公認会計士） 松倉 敏郎 （旭川商工会議所専務理事）		
再苦情対象案件		総件数 1件	（備考）	
工 事	一般競争 （政府調達）	0 件		
	一般競争	1 件		
	公募型指名競争	0 件		
	工事希望型競争	0 件		
	通常指名競争	0 件		
	随意契約	0 件		
再苦情申立 概要	申 立 日	件 名	契約方式	内 容 等
	令和7年 1月31日 （金）	堰堤維持の内 大雪ダム ダ ム管理用制御 処理設備設置 工事	一般競争入札 （総合評価落 札方式 施工 能力評価型Ⅰ 型）	詳細な審査方法と内容の説明及 び、全者満点の加点となった評価 基準の段階基準（1～5点）と審 査根拠の説明を求めるもの。
委員からの意見・質問、 それに対する回答等		意 見 ・ 質 問		回 答
		別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		別紙「意見書」のとおり		

(別紙)

意見・質問	回 答
○今回の事案は、どのような評価方法によるものか。 ○施工計画において、満点を複数者が取ることはあるのか。 ○審査において、一定水準以上の効果で評価するのであれば理解できる。 ○開札前の施工計画の記載内容について、審査結果の通知を出すものなのか。 ○開札後に施工体制を確認するのはどういう場合か。 ○施工計画の審査根拠は公表することが出来るのか。	・施工能力評価型Ⅰ型で、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するもの。施工計画を審査するとともに、企業の実績等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行い落札者の決定をするもの。 ・本工事の参加要件には、同種工事の実績がある企業及び、技術者があり、また施工計画の審査で求める留意事項は、当該工事にて想定されるものとしているところ。ゆえに実績や経験がある者であれば、発注者が求める一定水準以上の回答が得られるものと思料する。 施工能力評価型Ⅰ型における施工計画の審査においては、発注者が求める効果が得られることが確認できれば評価するものであり、審査の結果5者中、4者が満点の加点となった。 ・通知は行わないものである。 ・予定価格に対して、入札価格が1者でも一定金額を下回る場合、施工能力を確認するため入札参加者全員に追加で資料を求めている。 ・審査根拠については、公表すると、総合評価機能が形骸化するおそれがあるため、

○本工事の施工計画の審査においては、一定水準以上の効果が得られる場合は評価するものであり、本工事における評価の手続きは適切であったことを確認した。施工能力評価型Ⅰ型を適用する意義に基づく評価方法からすれば、結果として5者中4者が満点加点はあり得ることである。 なお、審査根拠の公表は行わないという国の見解については、公表すると、総合評価機能が形骸化するおそれがあるため、公正な競争に基づく適正な価格と品質の契約及びその履行という重要な利益を確保する必要性から、公表を行わないことはやむを得ないと判断する。 今後とも、公共工事に対する国民の信頼がより一層確保されるよう、取り組んでいきたい。	公正な競争に基づく適正な価格と品質の契約及びその履行という重要な利益を確保する必要性から、公表を行っていない。 以上
---	--

令和 7 年 3 月 1 4 日

旭川開発建設部長
岩 下 幸 司 様

旭川開発建設部入札監視委員会
委員長 菊 地 均

意 見 書

富士通株式会社（以下、「申立人」という）が令和 7 年 1 月 31 日付にて行った再苦情の申立てにつき、旭川開発建設部入札監視委員会規則第 2 条（4）の規定に基づく報告を行う。

第 1 結 論

旭川開発建設部発注の令和 6 年 11 月 8 日公示にかかる「堰堤維持の内 大雪ダムダム管理用制御処理設備設置工事」について、5 者中 4 者が満点に至った本工事における評価の手続きは適切であったことを確認した。発注者はその評価の手続きについて、総合評価機能の形骸化によって公正な競争に支障を及ぼさない範囲で説明を行うべきである。

第 2 申立人の主張

別添 1 「再苦情申立書」の「3 不服のある事項」のとおりである。要約すると以下のとおりである。

詳細な審査方法と内容の説明及び、全者満点（※）の加点となった評価基準の段階基準 1 ～ 5 点と審査根拠の説明を求めるもの。

（※） 5 者中 4 者のことを指している。

第 3 発注者の主張

本工事における審査方法と内容については、価格と価格以外の要素を総合的に判断して落札者を決定する総合評価落札方式により入札手続きを行っている。総合評価落札方式には、①技術的工夫の余地が大きい工事を対象とした技術提案評価型と、②技術的工夫の余地が小さい工事を対象とした施工能力評価型がある。本工事においては、施工能力評価型のうち、施工能力評価型Ⅰ型により入札手続きを行ったものである。この方式は、施工計画を審査するとともに、企業の実績等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うものである。

また、施工能力評価型は、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものであり、そのうちⅠ型では「同種工事の実績・経験を踏まえた当該工事での留意事項等」を施工計画として記述を求め評価を行っている。

※「規模の小さい工事や施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術提案の範囲や効果が限定されるため、工事品質の向上を図るよりもむしろ粗雑工事等の発生リスクを回避するために、発注者が示す仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要」（北海道開発局ホームページ掲載：総合評価落札方式の考え方について 令和6年8月 事業振興部工事管理課）

評価基準の段階基準としては、施工計画として次の2つの事項で記載を求めた。

- ・ ダム管理用制御処理設備の更新時において、機能停止時間を最小限とするための留意事項
- ・ 現地での作業に伴う、誤データの送信を防止するための留意事項

その2つの留意事項に対して、それぞれについて次の配点で評価を行った。

- ① 留意事項に関する具体的な課題（2点または0点）
- ② 課題に対する具体的な取組内容とその効果（3点または0点）

本工事の施工計画の審査は、参加者を順位付けし、その順位により評価するものではなく、一定水準以上の効果が得られる場合に評価するものであり、各社の施工計画を審査したところ、5者中4者については、それぞれが施工計画2項目に対する2つの配点項目で加点となり、その結果、満点である10点の加点となったものである。

ただし、審査根拠については、これを公にすると、公正な競争により形成されるべき適正な価格と品質の契約及びその履行が困難となり、国における財産上の利益が損なわれるおそれがあることから公表は行っていない。

第4 当委員会の判断理由

本工事の施工計画の審査においては、一定水準以上の効果が得られる場合は評価するものであり、本工事における評価の手続きは適切であったことを確認した。施工能力評価型Ⅰ型を適用する意義に基づく評価方法からすれば、結果として5者中4者が満点加点はあり得ることである。

なお、審査根拠の公表は行わないという国の見解については、公表すると、総合評価機能が形骸化するおそれがあるため、公正な競争に基づく適正な価格と品質の契約及びその履行という重要な利益を確保する必要性から、公表を行わないことはやむを得ないと判断する。

以上のとおりであるので、当委員会は「第1 結論」のとおり判断する。今後とも、公共工事に対する国民の信頼がより一層確保されるよう、取り組んでいただきたい。

旭 建 契 第 4 0 号
令和7年3月19日

富士通株式会社
代表取締役 時田 隆仁 様

旭川開発建設部長
岩下 幸司

再苦情申立てについて（回答）

令和7年1月31日付けで貴社から申立てのあった再苦情につきまして、「旭川開発建設部入札監視委員会規則」の規定に基づき、旭川開発建設部入札監視委員会による審議結果の意見書を踏まえ、下記のとおり回答します。

記

『堰堤維持の内 大雪ダム ダム管理用制御処理設備設置工事』の入札説明書に示された配置予定技術者の施工監理能力の確認において、設定された2つの施工計画に対して、以下の配点により評価を実施しております。

ア) 留意事項に関する具体的な課題（2点または0点）

イ) 課題に対する取組内容とその効果（3点または0点）

その結果、5者中4者が10点、1者が2点という結果になっており、施工計画の記載内容自体の審査は適切に実施しております。

ただし、審査根拠については、これを公にすると、公正な競争により形成されるべき適正な価格と品質の契約及びその履行が困難となり、国における財産上の利益が損なわれるおそれがあることから公表は行っておりません。

※回答理由等につきましては別紙をご参照ください。

(別 紙)

・理 由

本工事における審査方法と内容については、価格と価格以外の要素を総合的に判断して落札者を決定する総合評価落札方式により入札手続きを行っています。総合評価落札方式には、①技術的工夫の余地が大きい工事を対象とした技術提案評価型と、②技術的工夫の余地が小さい工事を対象とした施工能力評価型があります。本工事においては、施工能力評価型のうち、施工能力評価型Ⅰ型により入札手続きを行ったものです。この方式は、施工計画を審査するとともに、企業的能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うものです。

北海道開発局における施工能力評価型は、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものであり、そのうちⅠ型では「同種工事の実績・経験を踏まえた当該工事での留意事項等」を施工計画として記述を求め評価するものとなります。

評価基準の段階基準としては、施工計画として次の２つの事項で記載を求めています。

- ・ ダム管理用制御処理設備の更新時において、機能停止時間を最小限とするための留意事項
- ・ 現地での作業に伴う、誤データの送信を防止するための留意事項

その２つの留意事項に対して、それぞれについて次の配点で評価を行っています。

- ① 留意事項に関する具体的な課題（２点または０点）
- ② 課題に対する具体的な取組内容とその効果（３点または０点）

本工事の施工計画の審査は、参加者を順位付けし、その順位により評価するものではなく、一定水準以上の効果が得られる場合に評価するものであり、各社の施工計画を審査したところ、５者中４者については、それぞれが施工計画２項目に対する２つの配点項目で加点となり、その結果、満点である１０点の加点となったものです。

ただし、審査根拠については、これを公にすると、公正な競争により形成されるべき適正な価格と品質の契約及びその履行が困難となり、国における財産上の利益が損なわれるおそれがあることから、公表は行っておりません。